

三、アメリカの教育系大学院における教育・研究内容分析では、アメリカの場合にはわが国ほどには画一的なものでなく、大学によって個性的なカリキュラムやコースが準備されていることが明らかにされた。さらに、共通して言えることは、実践を極めて重視した教育・研究が行われているという点である。教育実践経験を有していないない学生には、入学後にかなり長期間にわたる教育実践プログラムが用意されている。また、教育・研究コースも学生の就学形態に対応した柔軟性に富むプログラムが準備され、個々の授業科目も、基礎的・理論的なものはもとより、実践的、実務的能力養成を目的としたものが多いことなどが明らかにされた。

まとめ

本研究は、既存の教育にかかる専門諸科学の統合化を図りつつ、教育実践そのものを研究の対象とした新しい教育実践科学、すなわち「教育実践学」を確立していくための基礎的情報入手することを目的として行われた調査研究である。残された検討課題も少なくないが、得られた成果は、教員養成系大学院修士課程の教育・研究の改善はもとより、教員養成系大学院博士課

程における教育・研究の在り方などを具体的に検討していく上で示唆に富るものであった。今後は、こうした研究成果を踏まえつつ、修士課程カリキュラムの改善を図ると同時に、「教育実

践学」の研究対象や研究法などを具体化していくことが必要であろう。なお、本研究の成果に関しては、報告書にまとめて公表した。(平成四年三月)

法学部におけるサブレーン構築の試み及び判例・法学文献のデータ・ベースの作成等

法 学 部	平 田 伊 和 男
学 部	畠 博 行
中 川 敬 三	山 本 博 行
紺 谷 浩 司	村 上 千 之
法 学 部	水 上 武 则
法 学 部	田 邊 千 之
法 学 部	手 嶋 誠
総 合 科 学 部	伊 藤 豊
科 学 部	護 也

プロジェクトの概要

第二次世界大戦後、わが国では、日本国憲法のもとに新たな法律が数多く制定され、高度経済成長時代を通して、いわゆる高度工業国家、そして高度情報化社会へと政治的・経済的・社会的情報構造が大きく変化してきている。そうした動きに合わせて新しい法律が数多く制定され、また、改正がなされてきた

このように法律関係の書物や雑誌に掲載される論文や判例評証その他の数多くの資料は、もはや個人の資料の蒐集・整理の作業では追いつかなくななりつつあり、その効率的な整理と検索が可能になるような研究条件を整備することが喫緊の課題である。

わが国において、違憲審査制度、行政手続制度、人事訴訟・家事審判制度は、いずれもその基本的な枠組みは、第二次世界大戦後の比較的新しいものである。それ故、本格的な資料の蒐集・整理においても手の及ぶ範囲内にある。違憲審査制度は、わが国がアメリカ

型の司法制度を採用した結果、ある法令が合憲であるか否かの判定は、具体的な訴訟事件が提起されるのをまってはじめて裁判所が行使することができ、と一般に解されている。具体的には、裁判所法三条の「一切の法律上の争訟」の適用範囲の画定という問題として現れ、また、民事訴訟法上は「権利保護の資格」の有無の問題として現れる。近年、憲法をはじめ多くの法領域において、これに関する判例がかなり出てきている。

行政手続制度は、行政機関が行うまでは行つた行政処分に違法な点があるとき、それを是正するため行政権内部に設けられている救済手続である。裁判手続におけると同じように、適正手続の要請が働くものとして、ひいては行政過程の公開と民主化に役立つものとして、行政手続法の制定を求める声も強い。現代社会における行政の役割の増大に伴い、この手続に対する関心が非常に高まつてきている。

人事訴訟・家事審判制度は、親族・相続に関する紛争処理のため、戦後に設けられた家庭裁判所において行われる調停や審判の手続に関するものである。近年、この人事訴訟および家事審判の領域において、最高裁を始め新しい判例が続出している。